

○伊豆市土肥温泉事業の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

令和6年3月15日条例第13号

伊豆市土肥温泉事業の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、伊豆市が運営管理する土肥温泉事業（以下「事業」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、事業の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

2 前項の規定により選定事業者としての選定を受けようとする民間事業者は、事業計画書その他市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めた者を選定事業者として選定する。

(1) 事業の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 事業の運営等を適切かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(3) 事業の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(運営等の基準)

第3条 前条第1項の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、事業の持続性及び将来に向けた地域活性化を推進し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

2 その他事業の運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

3 業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者は、事業の運営等に関する業務を行う。

2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

(利用料金)

第5条 利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、利用状況等を勘案して適正な額を公共施設等運営権者が市長と協議して定めるものとする。

2 公共施設等運営権者は、前項の利用料金の額を定めたときは、その額を公表するものとする。その額を変更したときも、同様とする。

3 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。